

## 避難所に係る施設利用に関する協定書

与謝野町（以下「甲」という。）と日本冶金工業株式会社大江山製造所（以下「乙」という。）とは、乙所有の施設（以下「施設」という。）の利用に関し、一時的な避難場所（命を守るための避難場所）として位置付けるにあたり、以下のとおり協定を締結する。

### （協定の趣旨）

第1条 与謝野町字岩滝地内の浜町区の野田住宅地域においては、「阿蘇海に面していること」、「野田川河口の右岸に隣接していること」、「土地が低い」などの立地条件から、地震発生時の津波や大雨等による洪水発生リスクが高い地域である。このため浜町区野田住宅地域の避難者は、隣接する施設への避難により一時的に被災を回避するため、施設利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### （避難所の設置）

第2条 甲は乙に対し、必要に応じて避難所（避難場所）の設置準備を要請するものとする。乙は甲の要請に対し遅滞なく避難所（避難場所）の設置準備を開始するものとする。

なお、津波想定時においてはクラハシ山、洪水想定時においては食堂を設置場所とするが、必要に応じて乙の判断により設置を行うものとする。

### （避難の開始）

第3条 甲が発令する「避難準備情報」を確認した「野田住宅地域」の避難者は、施設正門入口の守衛所（365日、24時間守衛が常駐している）で確認を得た後、施設の利用を開始できるものとする。

なお、施設への避難に関しては周囲の状況、交通等に留意し安全に避難できるよう、自己の責任において行うものとする。

### （避難者の誘導）

第4条 乙の従業員は、可能な範囲で施設内に到着する避難者の誘導を行うものとする。

### （連絡体制）

第5条 乙への避難開始にあたっては、「野田住宅地域」の責任者は、「施設に避難する旨」浜町区長に連絡を行う。

浜町区長はその旨を町災害対策本部（本庁舎）に連絡を行うこととし、甲は避難所派遣職員を乙に派遣する。

### （避難者への対応）

第6条 避難者への備蓄物資等の提供に関しては、原則として甲災害対策本部から搬送し対応することとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の機関満了の日から2ヶ月前までに、甲又は乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 7月19日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

(甲) 与謝野町長 山 添 藤 真



京都府宮津市字須津 413 番地

(乙) 日本冶金工業株式会社大江山製造所  
所長 小野寺俊博

